

平成26年10月策定

瑞穂市第2次総合計画策定方針

1. 総合計画策定の趣旨

今日の地方自治体を取り巻く社会情勢は、地方分権の進展、少子高齢化による人口減少、地球レベルでの環境問題、高度情報化の進展など時代とともに変化しており、各自治体はこれまで以上に多種多様な社会変化への対応が求められている。さらに、市民と地方自治体の役割の変化により、市民サービスの提供やまちづくりの面において、市民と行政との協働が各自治体の大きなテーマとなっている。

瑞穂市は、将来都市像を「市民参加・協働のまちづくり」と定めた現行の総合計画が平成27年度で終了することから、平成26年度より次期総合計画策定に着手するが、社会情勢や人口増加を続ける市の現状を踏まえ、市民と市がこれからの新しい時代の目標を共有し、信頼関係を構築しながら、本市の地域特性や資源を活かした魅力あるまちづくりを進めるための新たな総合計画の策定を目指す。

2. 総合計画策定における基本的視点

総合計画の策定あたっては、次の基本的視点に基づき策定を進める。

(1) 市民に分かりやすい計画

市民と行政が課題や方向性を共有し、計画の成果を検証することができるよう、市民の目線に立った、簡素で分かりやすい内容や表現に努め、誰にも分かりやすい計画とする。

(2) 現状を把握した上で計画

現在の市が抱える課題や市民ニーズを的確に捉えると共に、現総合計画との連続性にも配慮し、計画策定の前提条件（人口推計・産業別就業者推計・土地利用計画など）や国・県の関連計画及び市の各種計画を整理した上で計画策定を行う。

(3) 市民と市の協働による計画作り

市民と市が共通の目標を持って力を合わせてまちづくりを行っていくことを前提として、総合計画策定あたっては、策定段階からの情報提供を十分に行うとともに、市民参加手続をできる限り取り入れることにより、市民と市の協働による計画作りを進める。

(4) 市の特性・強みを生かした計画づくり

少子高齢化を伴う人口減少社会の中、地理的条件にも恵まれた当市においては、人口増加の傾向を維持している。こうした市の地域特性や資源を最大限に活かし、将来世代につながる持続可能な都市経営を実現するため、市外に住む人が、移住したり、訪れたりする魅力あるまちづくりを進めることができる計画とする。

(5) 実効性のある総合計画

総花的な総合計画とするのではなく、市を取り巻く状況の変化や厳しい財政状況を考慮し、限りある行政資源を有効かつ効果的に活用するため、「選択と集中」の視点を持ち、基本計画、実施計画と予算との連動性を強め、財政の見通しを踏まえた計画とし、できるだけ分かりやすい具体的な目標値（成果指標）の設定に努め、計画の着実な進捗管理につながる仕組みを構築し、実効性ある計画とする。

3. 総合計画の構成・期間

平成28年度からの次期総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3つの計画で構成する。

基本構想・・・市の最上位計画として、市の将来都市像を描き、その実現に向かって市民と市
が計画的にまちづくりを進めていくための指針。

計画期間…10年（平成28年度～平成37年度）を基本として検討する。

基本計画・・・基本構想にある政策の実現の手段である施策を明記したもの。

計画期間…前期5年（平成28年度～平成32年度）、後期5年（平成33年度
～平成37年度）とする。

実施計画・・・基本計画にある施策の目的達成の手段である事業を具体的に明記したもの。

計画期間…基本計画開始年度に2年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状
況の変化・市民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行うローリング方
式を採用する。

4. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

ア. 計画の策定

公共施設等の老朽化対策並びに公共施設等の最適な配置を推進するため、公共施設等の総
合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定する。

計画策定は、平成26年度より着手するものとし、平成28年度からの運用を目指す。

イ. 総合計画における公共施設等総合管理計画の位置付けについて

総合管理計画は、市の都市基盤（インフラ）すべてに関する管理計画であり、計画策定後
のフォローアップ（進捗管理）も求められるため、総合計画における総合管理計画の位置付
けについては、当該計画における基本的な方針など、公共施設等の総合的な管理に関する方
向性を示す内容について総合計画の中に組み込むものとし、総合計画においてもその方針を
明確に位置付けることにより、市の全体計画としての整合性を図るものとする。

ウ. 策定に伴う検討

公共施設等の総合的な管理に関する合理的、効率的な検討を進めるため、総合計画の策定
に伴う検討と併せて行うものとする。

5. 計画策定体制

(1) 庁内組織

(I) 総合計画策定委員会

所掌事項

・総合計画の素案策定、意見の具申及び助言、総合調整

組織

・副市長、教育長、各部局長級

・委員長は副市長、副委員長は企画部長

(II) 総合計画策定幹事会

所掌事項

・総合計画の策定に関する各分野の懸案事項について、連絡、調整、検討し、総合計画
策定委員会の所掌事項を補佐

組 織

- ・各部課職員（課長補佐以上）
- ・幹事長は企画部長、副幹事長は企画財政課長

(Ⅲ) 総合計画策定プロジェクトチーム

所掌事項

- ・総合計画の理念及び基本的な仕組みの検討、基本構想、基本計画素案策定に関する調査、研究、意見提案、総合計画、市民参画、職員参画のあり方の検討、市民が参加する検討会議等の庶務、総合計画の進行管理及び行政評価システムとの連携等に関すること。

組 織

- ・公募による40歳未満の職員並びに総合計画策定委員会の委員長（以下「委員長」）が指名する職員
- ・統括、副統括は委員長が指名

(2) 市民素案検討組織

総合計画策定市民検討会議

所掌事項

- ・総合計画の素案策定に必要となる事項について検討

組 織

- ・公募による市民、有識者などで構成
- ・座長、副座長は、委員の互選
- ・素案策定に係る分野ごとの検討部会を設置

6. 市民参画

1. 総合計画策定審議会への諮問
2. 市民アンケートの実施
3. ワールドカフェ（市民同士の対話場）の開催
4. 地区別懇談会等の開催
5. パブリックコメントの実施

7. 策定期間

平成27年度中（平成28年3月議会定例会への議案提出を想定）